

好評発売中

監査小六法

制度改正を完全アドバイス
監査小六法

扶助・監査実務を強力サポート!
会員登録料金を大幅値下げ! [監査小六法
会員登録料金を大幅値下げ!] お問い合わせ
はお問い合わせください。
扶助・監査実務を強力サポート!

更に決定した。これは、①公正価値の方が、企業固有価値よりも理解しやすく適用が容易であると判断されたこと、および②公正価値と企業固有価値は、市場での取引がほとんどの保険契約の場合には、実際に同一の測定結果をもたらすという認識によるものである。

(ii)の解釈をめぐつては今後議論が必要である。なぜならば、資産負債法および公正価値評価での問題点が、ひとつは、契約時にアップフロントで剩余(利益)が認識されるという懸念と毎期の剩余(利益)が大きく変動する可能性があつたためである。前者の問題点については、契約時に損失が発生する場合は損失を認識しなければならないが、契約時に情報を使っていることができない場合においては、市場において反証がない限り、保険契約の見積り公正価値は企業が、新規の保険契約に同意した場合に新規契約を新たに引き受けた場合にチャージされる保険料を下回つてはならない。すなわちネットの利益を認識できると

いう市場の反証がない限り、契約者は保険契約締結時にネットで利益を認識することはない。

(iii)の解釈をめぐつては今後議論が必要である。なぜならば、資産負債法および公正価値評価での問題点が、ひとつは、契約時にアップフロントで剩余(利益)が認識されるとい

会社決算の実務
商法計算書類等の実例と記載法「100社の決算書」の記載内容実例別分析
多数の参考用紙を収録株主総会実務
Q&A新日本監査法人編
商法計算書類等の実例と記載法

中央経済社

IASBによる新しい保険会計 フレームワーク策定と その背景

第一回
公認会計士 橋上 徹

「企業固有価値」vs.「公正価値」 での主な争点(論点)

保険契約の測定
DSOPによると企業固有価値の定義は当該資産あるいは負債を保有する企業にとっての価値を表し、市場の参加者にとって入手できないあるいは無関係な要素を反映している可能性がある価値である。特に、保険契約の企業固有価値について言えば、当該企業がその負債の期間に応じて契約条項に従つて保険契約者や他の受益者に対する負債を決済していく場合の、

DSOPによると企業固有価値の定義は当該資産あるいは負債を保有する企業にとっての価値を表し、市場の参加者にとって入手できないあるいは無関係な要素を反映している可能性がある価値である。特に、保険契約の企業固有価値について言えば、当該企業がその負債の期間に応じて契約条項に従つて保険契約者や他の受益者に対する負債を決済していく場合の、

DSOPによると企業固有価値の定義は当該資産あるいは負債を保有する企業にとっての価値を表し、市場の参加者にとって入手できないあるいは無関係な要素を反映している可能性がある価値である。特に、保険契約の企業固有価値について言えば、当該企業がその負債の期間に応じて契約条項に従つて保険契約者や他の受益者に対する負債を決済していく場合の、

DSOPによると企業固有価値の定義は当該資産あるいは負債を保有する企業にとっての価値を表し、市場の参加者にとって入手できないあるいは無関係な要素を反映している可能性がある価値である。特に、保険契約の企業固有価値について言えば、当該企業がその負債の期間に応じて契約条項に従つて保険契約者や他の受益者に対する負債を決済していく場合の、

一方、公正価値の定義はIAS32号にあり、「公正価値とは、取引の知識のある自発的な当事者の間で、独立第三者の取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される価額をいつ」とされている。企業固有価値と公正価値の測定方法の、DSOPにおける明示的な相違点は、企業固有価値の測定と異なり公正価値の測定においては企業固有のキヤツシユ・ポートを含めないと、また企業自身の信用状況を反映すること

二〇〇三年一月のIASB理事会では、IASの時代に保険会計のために設置された起草委員会が公表したDSOPで、保険契約は企業固有価値に基づいて測定すべきとしていた点を、保険契約から生じる資産および負債は、次の二つの場合を除き、フェーズIIでは、公正価値を用いて測定しなければならないと変

う。一方、公正価値とは、取引の知識のある自発的な当事者の間で、独立第三者の取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される価額をいつ」とされている。企業固有価値と公正価値の測定方法の、DSOPにおける明示的な相違点は、企業固有価値の測定と異なり公正価値の測定においては企業固有のキヤツシユ・ポートを含めないと、また企業自身の信用状況を反映すること

二〇〇三年一月のIASB理事会では、IASの時代に保険会計のために設置された起草委員会が公表したDSOPで、保険契約は企業固有価値に基づいて測定すべきとしていた点を、保険契約から生じる資産および負債は、次の二つの場合を除き、フェーズIIでは、公正価値を用いて測定しなければならないと変更された背景には、保険契約には、一部再保険市場等を除き、二次市場がないことから、保険契約から生じる資産シユ・ポートを含めないこと、またDSOPにおける明示的な相違点は、企業固有価値の測定と異なり公正価値の測定においては企業固有のキヤツシユ・ポートを含めないと、また企業自身の信用状況を反映すること

一方、公正価値とは、取引の知識のある自発的な当事者の間で、独立第三者の取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される価額をいつ」とされている。企業固有価値と公正価値の測定方法の、DSOPにおける明示的な相違点は、企業固有価値の測定と異なり公正価値の測定においては企業固有のキヤツシユ・ポートを含めないと、また企業自身の信用状況を反映すること

一方、公正価値とは、取引の知識のある自発的な当事者の間で、独立第三者の取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される価額をいつ」とされている。企業固有価値と公正価値の測定方法の、DSOPにおける明示的な相違点は、企業固有価値の測定と異なり公正価値の測定においては企業固有のキヤツシユ・ポートを含めないと、また企業自身の信用状況を反映すること

フレームワークの対象

「保険契約」vs.「保険業」

新しい保険会計のフレームワーク策定にあつては、「IASBの七回目の理事会で保険契約のみを対象とする」と決議されている。したがって、保険契約の当事者の保険契約に関連しない側面は新しい保険会計のフレームワーク策定にあたつては原則として取り扱わない。例えば、保険会社が保有する金融資産の会計処理は、IAS39号に従つて会計処理される。これは、保険業だけに特例措置を認める点が、会計処理の世界標準化を目的とするIAS

Bの理念にそぐわないからだと考えられる。

一方、二〇〇三年一月の理事会においては、保険会社または保険業者が、保険契約の見直し公正価値は、企業が、新規の保険契約に同様の条件、同期間に新規契約を新たに引き受けた場合にチャージされる保険料を下回つてはならない。すなわちネットの利益を認識できると

S-30号)が必ずしも銀行業のみを対象とするものではなく保険業も対象となる可能性があることと同様に、何らかの保険引受けリスクを負う会社は、保険業ではなくとも、新しい保険会計のフレームワークが適用されるのではないかという懸念についても言及されたようである。

影響

IAS 35号改定案 現行IAS 35号の保険会社への適用に関する諸問題

フレーマーク規定に当たっては、
保険契約のみを対象とし、保険業を
対象とする。このため、保険会社の
保有する重要な運用資産である有価
証券・貸付金・投資不動産について
以下のような問題が生じ、何らかの
検討が必要となる。

まず、保険会社、特に生命保険会社
は超長期の保険契約を確実に支払
うため、債券等の有価証券が重要な
運用資産となっている。これらの有
価証券は原則、売却可能有価証券
(Available-for-sale Securities) と
して会計処理されてきた。従来は、
売却可能有価証券の評価差額は(1)

び公正妥当価値評価のほうが保守的である。反対に利益の生じる保険契約については、現行の評価のほうが保守的であり、金融商品の時価評価の是非と同様な議論がなされるべきであろう。

日本の伝統的な生命保険相互会社では、有配当保険は、長期にわたる保険給付

本の算生率などを正確に算出する
とが難しいため、保険料を一定程度
安全めに見積もり、実績が判明した
後に、契約者に配当として還元して
いる。この見積りの部分には、市場
のリスク選好度を反映することが
められているが、保険契約に対する
十分な二次市場が存在しない現状で
は、相互会社から株式会社へ転換も
図る生保特に問題となるのである。
が、契約者が帰属する部分(契約者
配当金)と株主に帰属する部分(公
益)を明確に区分する基準が必要と

現実的に困難であると予想されるため、契約者と株主との利害調整を目的とする商法会計制度においては、導入について慎重な対応が必要となる。なお、有配当契約の会計基準は今後の一ASB理事会で議論される予定である。

「発生した期の純損益に含める」、または、(ii)「持分変動計算書を通して直接に資本の部で認識し、当該金融資産が売却、回収、その他の方法により処分されるか、当該売却可能が発生した期の純損益に含める」の双方を選択することができた。

I-A/S 39号の改定案では(i)に統一することとなつて、貸付金については、償却原価法を適用後、回収可能額との差額を直接または引当てて損益を算出する。過去に資本の部で認識された累積利得または損失を当該事象によって利益を得ることを目的とするため、改定案では、これに加え、取得当初に売買目的における、保険契約への資産負債法、公正価値の適用による割引の評価差額が、剰余(または損益)に計上されることがある。新しい保険会計のフレームワークにおいては取扱いが微妙である。危険準備金は、事業年度末に保有する契約については取扱いが微妙である。危険準備金は、事業年度末に保有する契約に対応して引当てであり、異常危険金勘定を使用して、減額し、当該損失額を当期純損益に含ませないといけないとしている。その一方で、売買目的についても、償却原価法を適用後、回収可能額との差額を直接または引当てて損益を算出する。過去に資本の部で認識された累積利得または損失を当該事象によって利益を得ることを目的とするため、改定案では、これに加え、取得当初に売買目的における、保険契約への資産負債法、公正価値の適用による割引の評価差額が、剰余(または損益)に計上されることがある。新しい保険会計のフレームワークにおける、保険契約への資産負債法、公正価値の適用による割引の評価差額が、(i)「持分変動計算書を通して直接に資本の部で認識し、当該金融資産が売却、回収、その他の方法により処分されるか、当該売却可能が発生した期の純損益に含める」、または、(ii)「持分変動計算書を通して直接に資本の部で認識し、当該金融資産が売却、回収、その他の方法により処分されるか、当該売却可能が発生した期の純損益に含める」の双方を選択することができた。

生命保険業における危険準備金については取扱いが微妙である。危険準備金は、事業年度末に保有する契約に対しての引当てであり、異常危険準備金の取扱いは一線を画しているためである。要はグローバルスタンダードの最高難であるI-FRSと制度会計を分離させるか否かがポイントである。

保険契約の会計処理の中で、保険契約をその構成要素に分解して個々の要素をそれぞれ測定することを要求するか（これを「アンパンドリンク」という）については今後のIASB理事会で議論される予定である。

V IFRS発出後の貸借対照表のイメージ

| 資産(主要なもの) | | 負債 | | |
|-----------|--------|--|-------------------|---|
| 項目 | 適用条項 | 項目 | 適用条項 | |
| 有価証券 | IAS39号 | 売却可能有価証券として公正価値評価し評価差額を持分変動計算書を通じて直ちに資本として処理。ただし、責任準備金が公正価値で評価され、その評価差額が損益計算書に計上されるため、損益計算書が業績の実態を示すものとならない。このため、売買目的の有価証券として企業が指定することにより、評価差額を損益計上できるが、特に生命保険会社の所有する有価証券の売買目的指定の是非が問題となる。 | 責任準備金 DSOP | 公正価値評価を行い、評価差額を損益計上。 課題としては、特に公正価値の測定方法(保険には、一般的に取引市場がないため)。また、「リスクと不確実性の調整額」の見積り額と利益との峻別が可能かが問題。 損害保険事業における異常危険準備金は「資本の部」で計上。 生命保険事業における危険準備金は取扱いが微妙。 |
| 貸付金 | IAS39号 | 売買目的で所有したものを除き、公正価値評価が導入されないない(不良損失辨別は引当金処理)。そのため、責任準備金の公正価値との整合性が問題となる(特にCALMOの実態が反映されない)。 | 資本の部 概念フレームワーク | 資産と負債の差額(残余)。 そのため、資本の意義が曖昧となる。 |
| 投資不動産 | IAS40号 | 取得原価評価または公正価値評価の選択適用。 公正価値モデルを保険会社に強制する点は否定されており、やはり責任準備金の公正価値との整合性が問題となる(特にALMの実態が、反映されない)。 | | |

章で記したような課題がある。また、実務的には、システム負担と多數の確率論的シナリオテストが必要となり、決算スケジュールに与える影響が懸念される。

なお、現行の議論で IFRSs が発出された場合の、保険会社の財政状態を示す貸借対照表のイメージ(以上の議論のまとめ)を参考までに記載しておく。

橋上 織(はしがみ・とおる)
新日本監査法人 金融監査部シニアマネージャー
1988年一橋大学商学部卒業。大手監査法人、マネジメントコンサルタントとして、主に保険会社の監査、内部統制、会計監査、税務監査等の実務経験を積む。
ネーヤー、日本生命保険会社生計部・調査部を経て現職。現在会計基準委員会保険WG委員、日本公認会計士協会生命保険業研究部会幹事、日本公認会計士協会制度委員会IASB専門委員会委員
会計士協会制度委員会IASB専門委員会委員
日本生命保険相互会社時代、IASBの前身であるIASC(保険の「論議書」の検討も含む)に対応するための生命保険協会・経理部会・国際会計基準WGメンバーも勤める。

一方、生命保険会社の負債の大半を占める責任準備金に目を向けると、長期の保険契約で内閣府令で定めるもののに係る責任準備金の積立方式および予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の

偏にに関する経理規定はないか、同法の
資産評価に則してあえて言えば強制評定
価減に当たるものといえよう。損失が
発生する保険契約については、将来
年のみ検討を加える現行の評価より
SOPの提案している資産負債法およ

(または利益に計上できない点、および貸付金の融資実行を保険会社についての改定案では読み替える余地はないさうであるが)、IFRSsの他の基準との整合性および解釈の整理が必要である。また、重要な運用資産である投資不動産についても、IAS40号の代替的会計処理のうち公正価値モデルを保険会社に強制しようという提案があるが、同様の觀点から再検討が必要であろう。

水準については、内閣総理大臣および財務大臣が必要な定めをすることができる(保険業法16②)とされており、変額保険・團体定期保険・團体年金等以外の保険契約については運営責任準備金制度の適用対象とされ、保険業法施行規則68)、特別勘定の収支残高を責任準備金積立額とする他の標準責任準備金制度の適用を受けるべき保険契約についても半準保険料方式により計算した金額を下回ってはいけない(保険業法施行規則69)。④一、二、四とされている。

以上の積立方法は、保険契約の会計上の評価を契約時点の基礎率で固定してしまうため、その評価が不健全となるおそれがある。その防止策として、日本アクチュアリー会が定めた生命保険会社の保険計理人の実務基準に従い、同実務基準の区分線理に基づくことによって損益算出を行なうことを法令で求めている保険立てる